

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月 3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	重油移送ポンプ（No. 2）駆動用電動機の点検時、絶縁抵抗の低下が認められたため、当該電動機を修理	D	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機（1B）燃料油移送ポンプ駆動用電動機の点検時、絶縁抵抗の低下が認められたため、当該電動機を修理	D	
3	1号機	屋外の電路点検時、電線管・サポートの一部に腐食等が認められたため、当該電路を塗装・修理	D	
4	1号機	原子炉格納容器圧力検出等の信号変換器の点検時、計器用電源スイッチの動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
5	1号機	所内ボイラ（B）缶保管用窒素ガス封入圧力指示スイッチの点検時、動作不良（スティック）が認められたため、当該計器を修理	D	
6	1号機	炉心スプレイポンプ（A）オイルクーラ用冷却海水配管の点検時、出入口配管フランジ溶接部に腐食が認められたため、当該配管を交換	D	
7	1号機	排ガス系減衰タンクドレントラップの点検時、弁座保持器に腐食が認められたため、当該部を修理	D	
8	1号機	原子炉隔離時復水器（B）溶接部の浸透探傷検査時、線状指示模様が認められたため、対応検討	D	
9	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（02-31）点検時、アキュームレータ窒素ガス充填弁にシートリーク（微量）が認められたため、当該弁を修理	D	
10	1号機	原子炉格納容器液体廃棄物処理系ドレン移送配管隔離弁取替に伴う溶接部の非破壊検査時、溶接継手部に溶接不良が認められたため、対応検討	C	
11	1号機	主低圧タービンロータ（B）タイファイヤー翼貫通部の磁粉探傷検査時、磁粉指示模様が認められたため、対応検討	A	4月24日再審議にてグレード変更「C→A」
12	4号機	主タービン電気油圧式制御装置ユニット内フィルタポンプ運転時、シャフトシール部より作動油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	主低圧タービン入口蒸気圧カプロセス計算機用信号変換器の点検時、変換器用基盤の抵抗に不良が認められたため、当該基盤を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	4号機	原子炉保護系インターロック機能検査時、検査記録中に検査用計器の記載漏れが認められたため、対応検討	C	
15	4号機	復水脱塩装置通薬再生時、苛性ソーダ用ヒータ温度制御弁前弁のグランド部より蒸気リーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	4号機	給水溶存酸素電導度ラックサンプル入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	炉心スプレイポンプ最小流量電動弁の点検時、駆動部トルクスイッチの端子番号に誤記が認められたため、当該端子番号を訂正	D	
18	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（F）のカップリング側軸受油面計において、本体接続部に変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	廃棄物地下貯蔵設備床ドレンサンプタンクの漏えい検出器において、結露水による警報発生が認められたため、当該検出器を点検・清掃	D	
20	6号機	第19回定期検査におけるハフニューム型制御棒の取替作業に伴う倉入手続きにおいて、実施変更承認遅れが認められたため、対応検討	C	
21	6号機	復水移送ポンプ（A・B）出口圧力計の点検時、圧力指示計の設置箇所間違いが認められたため、当該圧力指示計を交換	D	
22	6号機	原子炉建屋空調冷却装置用計器の収納箱に腐食及び扉パッキンの劣化が認められたため、当該収納箱を修理	D	
23	6号機	非常用スイッチギア室空調機（A）冷却水ラインドレン弁において、全閉操作不良（ハンドル空廻り）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	6号機	タービン建屋1階北側機器搬入用ハッチ区画用ポールにおいて、差込穴カバーの紛失が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
25	6号機	主タービングランド蒸気シール系サンプルポンプ（B）出口のフィルタにおいて、詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
26	6号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩器の点検時、制御盤からの一括警報がリセットされない事象が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
27	その他	気体廃棄物管理日報作成に伴う管理日報帳票を出力時、23時から24時の1時間値の排気筒に印字不良が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで